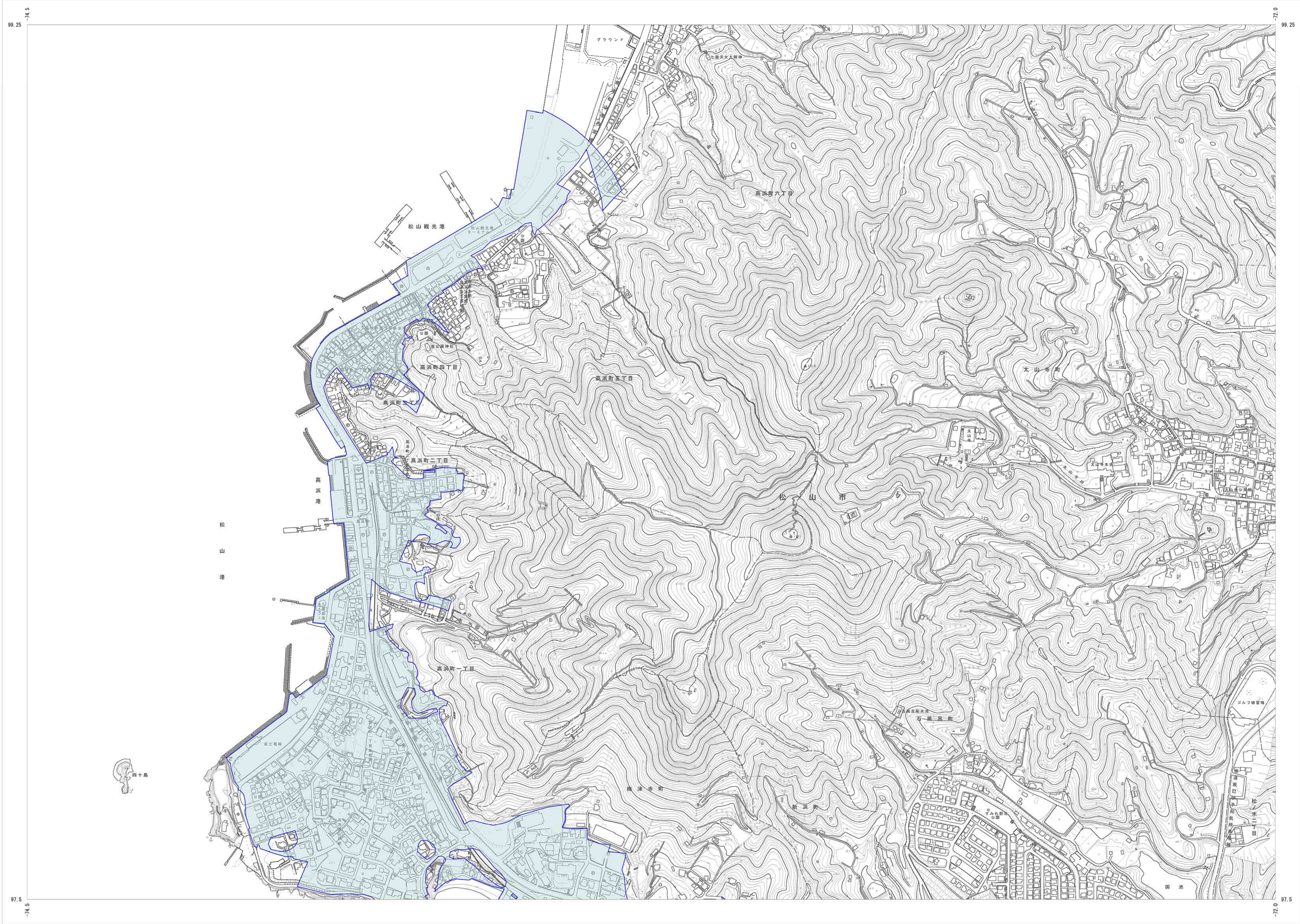




	G2	G3
	H2	H3
	I2	I3

- 凡 例
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域

誘導施設

〔都心地区〕

医療施設
(地域医療支援病院)
・医療法第4条に規定される地域医療支援病院

総合福祉センター
・松山市総合福祉センター条例(平成2年条例第16号)に規定される総合福祉センター

商業施設(スーパー・百貨店等)
・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準商業分種(総務省: H25. 10改訂)の
小分種のうち、
561 「百貨店、総合スーパー」
569 「その他の各種食品小売業」
581 「各種食料品小売業」
582 「野菜・果実小売業」
583 「食肉小売業」
584 「鮮魚小売業」

商業施設(温浴施設)
・松山市温浴法(条例第1号)に規定される公営浴場

教育施設
(大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される大学
・ " 第134条に規定される専修学校
・ " 第134条に規定される各種学校

文化施設
(図書館・美術館・博物館等)
・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第18条、同法第22条に規定される
美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設(ホール)
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

〔その他地区〕

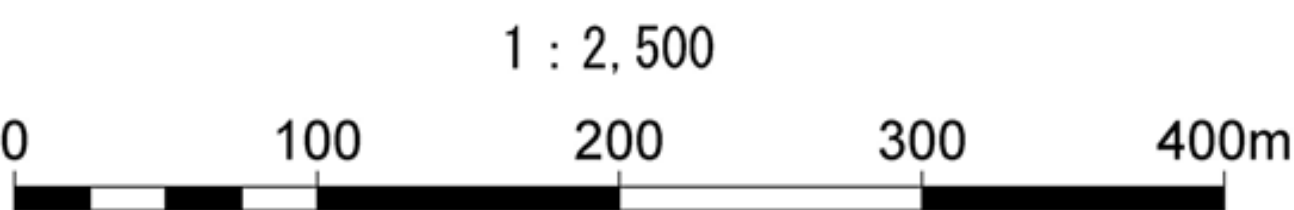
商業施設(スーパー・百貨店等)
・以下の商業分種に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準商業分種(総務省: H25. 10改訂)の
小分種のうち、
561 「百貨店、総合スーパー」
569 「その他の各種食品小売業」
581 「各種食料品小売業」
582 「野菜・果実小売業」
583 「食肉小売業」
584 「鮮魚小売業」

教育施設
(大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される大学
・ " 第134条に規定される専修学校
・ " 第134条に規定される各種学校

文化施設
(図書館・美術館・博物館等)
・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第18条、同法第22条に規定される
美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設(ホール)
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

〔誘導区域と災害ハザード〕
・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
・災害ハザードの情報は、「改訂版まつま防災マップ」、「まつま内水ハザードマップ」、愛媛県HPなどでご確認ください。



この地図は、「松山市都市計画図(平成23年3月修正)」を基図にしています。
平面直角座標値は、世界測地系に対応する。座標系: 第四系